

山梨県公報

号外第二十五号

平成十八年

三月三十一日

金 曜 日

目 次

告 示

山梨県恩賜県有財産土地利用基準の一部を改正する告示……………一

訓 令

山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令……………一

山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………二

山梨県県有林野経営規程の一部を改正する訓令……………二

山梨県消費生活センター運営規程を廃止する訓令……………二

企 業 局

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程……………一三

山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部を改正する規程……………一四

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………一四

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程……………四七

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程……………四八

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程……………四八

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………四八

山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程……………四九

西山ダム操作規程の一部を改正する規程……………四九

山梨県企業局職員分限懲戒諮問委員会規程を廃止する訓令……………五〇

教 育 委 員 会

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則……………五〇

山梨県教育委員会公印管理規程等の一部を改正する訓令……………五一

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令……………五一

山梨県地域改善対策高等学校等奨学生選考委員会規程を廃止する訓令……………五三

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令……………五三

人 事 委 員 会

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令……………五三

告 示

山梨県告示第二百八号

山梨県恩賜県有財産土地利用基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県恩賜県有財産土地利用基準の一部を改正する告示

山梨県恩賜県有財産土地利用基準(昭和四十九年二月二十八日山梨県告示第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「山梨県有林野経営規程」を「山梨県有林野管理規程」に、「経営計画」を「県有林管理計画」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第三条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「及び同条第五項に規定する粉じん発生施設」を、「同条第十項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第十一項に規定する特定粉じん発生施設」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号) 第二条第一項に規定する特定施設 第三条に次の一号を加える。

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号) 第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第十一項に規定する接客業務受託営業の施設

附 則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

訓 令

山梨県訓令甲第十号

山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県職員研修規程の一部を改正する訓令

山梨県職員研修規程(平成十一年山梨県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第三号中「部局研修」を「職場外研修」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同条第二項中「と意欲」を「及び意欲」に、「と修養」を「及び修養」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 職場外研修は、技術専門職員の能力の向上等を図るため各部局が行う研修、職員に必要とされる基本的能力の養成を図るともにより高度な能力の養成及び強化を図るため職員研修所が行う研修及び幅広い視野を持つ職員等を養成するため職員を国の機関、民間団体等に派遣して行う研修をいう。
第三条第五項及び第六項を削る。

第四条中「部局研修、研修所研修及び派遣研修」を「及び職場外研修」に改める。
第五条第一項中「職員に」を「人材育成を効果的に推進するため、職員の能力及び特性に応じた」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 職員は、自己の能力の開発及び向上を図ることが責務であることを自覚し、自ら積極的かつ自主的に知識の習得及び能力の開発に努めなければならない。
第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。
第八条第一項中「部局研修」を「部局が行う職場外研修」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。
(部局人材育成推進会議)

第八条 各部局における研修ニーズに応じた研修を企画し、及び運営するとともに、各種の職員研修を効果的かつ効率的に推進するため、各部局に部局人材育成推進会議を置く。

2 部局人材育成推進会議の運営に関し必要な事項は、人事課長が定める。
附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十一号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

山梨県公印規程の一部を改正する訓令
山梨県知事 山本 栄彦
山梨県公印規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「政策秘書室長及び出納局長を含む」を「山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)第一条第一号に規定する部長(労働委員会事務局長を除く。)をいう。以下同じ」に、「食品安全推進室長、監査指導室長、廃棄物不法投棄対策室長、指導検査室長、技術管理室長及び道路企画室長を含む」を「山梨県事務決裁規則第一条第三号に規定する課長(労働委員会事務局次長を除く。)をいう」に、
「出先機関の事務局長印(これに相当する副館長、管理局長、副所長及び事務長を含む。)

振興局長の部長印
を「出先機関の事務局長(これに相当する副館長、管理局長、副所長及び事務長を含む。)

印」に改める。
第四条第一項中「私学文書課長を除く。」の下に「以下この項及び第十一条第一項において同じ。」を加え、「地域振興局にあつては、部長。以下この条において同じ。」を削り、「することができ」を「しなければならない」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第二号中「本庁の主務課長(地域振興局にあつては、企画振興部長)」を「課長」に改め、同条第三項中「除く。」の下に「第五項、次条第二項及び第十三条第一項において同じ。」を加え、「することができ」を「しなければならない」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 出先機関の所長(山梨県事務決裁規則第二条第八号に規定する所長をいう。以下同じ。)(が)管守する公印(前号に規定する公印を除く。)(当該出先機関を統轄する課長

第四条第四項中「第五条及び第七条に規定する手続を経て」を削り、同条第五項中「(私学文書課長を除く。)(を)削る。」

第五条第二項中「(私学文書課長を除く。)(を)削る。」

第六条第二項中「その直属の」を削り、「平成十二年山梨県訓令甲第十号)第七条第一項」を「平成十八年山梨県訓令甲第七号)第五条第一項」に改め、同条第五項中「山梨県職員の勤務時間に関する規程(昭和二十八年山梨県訓令甲第十号)第一条に規定する勤務時間に相当する時間外の時間又は休日において」を「山梨県の執務時間に関する規則(平成元年山梨県規則第三十二号)第一条に規定する執務時間以外の時間」に改める。

第八条第一項第十一号を次のように改める。
十一 出先機関専用の知事印、知事職務代理者印及び県印 地域県民センターの所長

又は総務部長が別に定める職
第八条第一項第十二号中「高圧ガス」の下に「容器証明書、高圧ガス移動監視者経験

部用 部西八代総務課用 局企画振興部用 局企画振興部北都留総務課用 部用	部用 部小笠原保健所用 部用	部衛生課用 部用	局健康福祉部用 局健康福祉部吉田保健所用 局吉田林務環境部用
--	----------------------	-------------	--------------------------------------

を

山 梨 県 知 事 印 (番 号)										
第五										
方 トル平 リメー 三十ミ										
十一	十	九	八	七	六	五	四	参	式	壹
峡南建	中北地域	中北地域	富士・東	富士・東	富士・東	峡南地域	峡南地域	峡東地域	削除	中北地域

県民センター用
 県民センター用
 県民センター西八代総務課用
 部地域県民センター用
 部地域県民センター吉田総務課用
 部地域県民センター北都留総務課用
 県民センター峡中総務第一課用
 県民センター峡中総務第二課用
 設事務所身延管理課用

に、「第九」を「第六」に、「第十」

山 梨 県 知 代 山 職 務

を「第七」に、「第十一」を「第八」に改め、同表知事職務代理者印の項中

山梨県知事印		山梨県知事印		山梨県知事印	
山職 梨務 県代 知理 事者 印		山職 梨務 県代 知理 事者 印		山職 梨務 県代 知理 事者 印	
峡南地域局 (番号)		峡中地域局 (番号)		理者印 (番号)	
第四		第三		第二	
方 ト ル 平		方 ト ル 平		方 ト ル 平	
式 峯 峡南地域振興局健康福祉部衛生課用 式 峯 峡南地域振興局身延建設部用		五 四 参 式 峯 峡中地域振興局建設部用 峡中地域振興局農務部用 峡中地域振興局林務環境部用 峡中地域振興局健康福祉部小笠原保健所用 式 峯 峡中地域振興局健康福祉部用		八 七 六 五 四 参 式 峯 富士北麓・東部地域振興局企画振興部北都留総務課用 富士北麓・東部地域振興局企画振興部用 富士北麓・東部地域振興局企画振興部用 峡北地域振興局企画振興部用 峡南地域振興局企画振興部西八代総務課用 峡南地域振興局企画振興部用 峡東地域振興局企画振興部東八代総務課用 峡東地域振興局企画振興部用 式 峯 峡中地域振興局企画振興部用	

東局 ・興 麓 振 号 北 域 番 土 地 (富 部	第五	三十三 リ メ ー ト ル 平 方	参 式 卷 富士北麓・東部地域振興局健康福祉部用 富士北麓・東部地域振興局健康福祉部吉田保健所用 富士北麓・東部地域振興局吉田林務環境部用
〃			
〃 中北地域県民センター用 〃 峡東地域県民センター用			

知代印 県 務 者 号 梨 職 番 山 事 理 (第二	三十三 リ メ ー ト ル 平 方	参 峡南地域県民センター用 四 峡南地域県民センター西八代総務課用 五 富士・東部地域県民センター用 六 富士・東部地域県民センター吉田総務課 七 富士・東部地域県民センター北都留総務 八 中北地域県民センター峡中総務第一課用 九 中北地域県民センター峡中総務第二課用
〃			

	出先機関の長印		
	山梨県 事務所 印	場、校 (学 印 県所、長 梨務院) 山事病等	
	第二	第一	
	方 トル 平	方 トル 平	
	リ メ ー 十八 ミ	一 般 文 書 用	
	機械処理による県税の賦課徴収事務用		

策秘書室長又は出納局長の印」を「部長印」に改め、同表本庁における課長印又はこれに相当する印の項中「本庁における課長印又はこれに相当する印」を「本庁の課長印」に改め、同表出先機関の長印の項及び出先機関の事務局長印の項を次のように改める。

に改め、同表部長、政策秘書室長又は出納局長の印の項中「部長、政
課用

	出先機関の事務局長印		
夕 所 長 一)印	山梨県立 中央病院 管理局長 印	山梨県 センター 副館長 印	山梨県立 大学 番号 事務局長 印
	第二	第二	第一
ミ リ メ 二十 一	方 トル 平	方 トル 平	方 トル 平
	リ メ ー 二十 一	一 般 文 書 用	一 般 文 書 用

出納員印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 山 梨 県 出 納 員 印 (番 号) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 山 梨 県 総 合 理 工 学 研 究 機 構 事 務 長 印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 山 梨 県 山 セ ン 研 究 (副 所) </div>
第一	方 ト ル 平 リ メ ー 十 八 ミ 三	第五	第四
六 富士・東部地域県民センター出納事務用 五 峡南地域県民センター出納事務用 四 峡東地域県民センター出納事務用 三 中北地域県民センター会計第三課出納事務用 二 出納事務用 一 出納事務用	二 十 一 ミ リ メ ー ト ル 平 方 一 般 文 書 用	一 ト ル 平 方 一 般 文 書 用	

別表出先機関の管理局長の印の項、出先機関の副所長印の項、出先機関の事務長印の項及び地域振興局の部長印の項を削り、同表出納員印の項を次のように改める。

部用現金領収用 用 用 用 用 を 四 富士・東部地域県民センター現金領収用 参 峡南地域県民センター現金領収用 三 峡東地域県民センター現金領収用 二 「中北地域県民センター現金領収用」を「直径二十四ミリメートル」に、 一 「総合県税事務所県税相談課現金領収」を「直径二十四ミリメートル」に、	別表現金収納員印の項中 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 山 梨 県 山 地 (現 梨 域 事 金 振 務 収 局) 員 印 興 所 納 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 山 梨 県 (立) 山 出 現 金 員 出 納 員 領 収 券 所 学 校 </div> 一 総合県税事務所県税相談課現金領収 二 峡東地域振興局企画振興部現金領収 三 峡南地域振興局企画振興部現金領収 四 峡北地域振興局企画振興部現金領収 五 富士北麓・東部地域振興局企画振興	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 山 梨 県 事 務 所 (署) 出 納 員 印 </div> 第一 方 ト ル 平 リ メ ー 十 八 ミ 三 東 京 事 務 所 ・ 大 阪 事 務 所 及 び 警 察 署 出 納 事 務 用
--	---	---

出納員印の項中「第一」を削り、「県税事務所」を「総合県税事務所」に改め、

合所員)
総務納号
県事出番
梨稅務(山梨稅印

第二
十八三
リメー
トル平
方

壹 総合県税事務所県税相談課稅務出納事務用

を削り、同表建築主事印の項中

- 壹 峡中地域振興局建設部用
- 貳 峡東地域振興局塩山建設部用
- 參 峡東地域振興局石和建設部用
- 肆 峡南地域振興局市川建設部用
- 伍 峡南地域振興局身延建設部用
- 陸 峡北地域振興局建設部用

- 七 富士北麓・東部地域振興局都留建設部用
- 八 富士北麓・東部地域振興局大月建設部用

- 「壹 中北建設事務所用
- 貳 峡東建設事務所用
- 參 峡南建設事務所用
- 肆 富士・東部建設事務所用

に改め、同表建築監視員印の項中

- 「壹 峡中地域振
- 貳 峡東地域振
- 參 峡東地域振
- 肆 峡南地域振
- 伍 峡南地域振
- 陸 峡北地域振
- 七 富士北麓・
- 八 富士北麓・

興局建設部用

興局塩山建設部用

興局石和建設部用

興局市川建設部用

興局身延建設部用

興局建設部用

東部地域振興局都留建設部用

東部地域振興局大月建設部用

「壹 峡中地域振興局農務部用

貳 峡東地域振興局農務部用

事印の項中 參 峡南地域振興局農務部用

肆 峡北地域振興局農務部用

伍 富士北麓・東部地域振興局農務部用

- 「壹 中北建設事務所用
- 貳 峡東建設事務所用
- 參 峡南建設事務所用
- 肆 富士・東部建設事務所用

に改め、同表小作主

「壹 中北農務事務所用

貳 峡東農務事務所用

參 峡南農務事務所用

肆 富士・東部農務事務所

「壹 峡中地域振興局企画振興部用

貳 峡東地域振興局企画振興部用

「壹 貳

に改め、同表県印の項中
 参 峡東地域振興局企画振興部東八代総務課用
 四 峡南地域振興局企画振興部用
 五 峡南地域振興局企画振興部西八代総務課用
 六 峡北地域振興局企画振興部用
 七 富士北麓・東部地域振興局企画振興部用
 八 富士北麓・東部地域振興局北都留総務課用

を
 参 四 五 六 七 八 九

中北地域県民センター用
 峡東地域県民センター用
 峡南地域県民センター用
 峡南地域県民センター西八代総務課用
 富士・東部地域県民センター用
 富士・東部地域県民センター吉田総務課用
 富士・東部地域県民センター北都留総務課用
 中北地域県民センター峡中総務第一課用
 中北地域県民センター峡中総務第二課用

に改め、

富東興)	山 梨 県 印 峡 南 地 域 振 興 局 (番 号)	山 梨 県 印 峡 中 地 域 振 興 局 (番 号)
	第六	第五

三十三	方 トル平 リメー 三十三 三十三 方	方 トル平 リメー 三十三 三十三 方
	峯 峡南地域振興局健康福祉部衛生課用	峯 峡中地域振興局健康福祉部小笠原保健所用

を削り、同表出

印・振号 県麓域番 梨北地(番 山士部局
第七

先機関印の頂中	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 山梨県 地域振興局 印 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 場校 (学 校) 県所、印 梨務院) 山事病等 </div>
	第一	第二
	二十四 ミリメ ートル 平方	二十一 ミリメ ートル 平方
	地域振興局企画振興部用	一般文書用

リメー
トル平
方

壹 富士北麓・東部地域振興局健康福祉部用
貳 富士北麓・東部地域振興局健康福祉部吉田保健所用

<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。 (経過措置)</p>	<p>を</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 山梨県 地域振興局 印 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 場校 (学 校) 県所、印 梨務院) 山事病等 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 二十一 ミリメ ートル 平方 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 一般文書用 </div> </div> <p>に改める。</p>
--	---

2 この訓令による改正前の山梨県公印規程別表中県立学校に置かれる出納員が使用する出納事務用及び現金領収用の出納員印に係る規定は、平成十八年六月三十日までの間、なおその効力を有する。

山梨県訓令甲第十二号

森林環境部
地域振興局
森林総合研究所

山梨県県有林野経営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県県有林野経営規程（昭和三十七年山梨県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県県有林野管理規程

令達先中「地域振興局」を「林務環境事務所」に改める。

目次中、第二章「経営計画」を「第一章 県有林管理計画」に、「経営計画の」を「管理計画の」に改める。

第一条中「を経営することについて」を「の管理に関し」に改める。

第二条（見出しを含む。）及び第二条の二（見出しを含む。）中「経営」を「管理」に改める。

「第二章 経営計画」を「第二章 県有林管理計画」に改める。

第三条の見出しを「（県有林管理計画）」に改め、同条第一項中「経営は、経営計画」を「管理は、県有林管理計画（以下「管理計画」という。）」に改め、同条第二項中「経営計画」を「管理計画」に改める。

「第二節 経営計画の内容」を「第二節 管理計画の内容」に改める。

第四条の見出し中「経営計画」を「管理計画」に改め、同条中「経営計画は、次の各号に」を「管理計画は、次に」に改める。

第六条第二項中「林務環境部（地域振興局）における林政及び環境に関する事務を所管する部をいう。以下この項及び第四十六条において同じ。）を「林務環境事務所」に、「林務環境部」を「一の林務環境事務所」に改め、同条第四項中「一班内」を「一の林班内」に、「一」を「いずれかに」に改める。

第八条中「経営」を「管理」に改める。

第十二条第一項中「経営計画」を「管理計画」に、「行なつ」を「行つ」に改める。

「第三節 経営計画の樹立及びその指示」を「第三節 管理計画の樹立及びその指示」に改める。

第二十一条（見出しを含む。）中「経営計画」を「管理計画」に改める。

第二十二条第一項中「経営計画」を「管理計画」に、「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改め、同条第二項中「行なつ」を「行つ」に改める。

第二十四条の見出し中「経営計画」を「管理計画」に改め、同条各号列記以外の部分中「経営計画」を「管理計画」に改め、同条第二号中「経営計画図」を「計画図」に改める。

第二十五条（見出しを含む。）中「経営計画」を「管理計画」に改める。

第二十六条の見出し中「経営計画」を「管理計画」に改め、同条中「経営計画」を「管理計画」に、「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第二十七条中「経営計画」を「管理計画」に改める。

第二十八条の見出し中「経営計画書」を「管理計画書」に改め、同条中「地域振興局」を「林務環境事務所」に、「経営計画」を「管理計画」に改める。

第二十九条第一項中「経営計画」を「管理計画」に改め、同条第二項中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第三十条及び第三十二条第一項中「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第三十五条第一項中「一」を「いずれかに」に、「経営計画」を「管理計画」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「経営計画」を「管理計画」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「一」を「いずれかに」に、「経営計画」を「管理計画」に改める。

第三十九条、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条、第四十四条及び第四十五条中、「地域振興局長」を「林務環境事務所長」に改める。

第四十六条中「経営計画区、林務環境部」を「林務環境事務所」に改め、同条第十二号中「経営」を「管理」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十三号

山梨県消費生活センター運営規程を廃止する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

山梨県知事 山本 栄彦

本 出 先 機 関 庁

山梨県消費生活センター運営規程を廃止する訓令
山梨県消費生活センター運営規程（昭和四十五年山梨県訓令甲第十四号）は、廃止する。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

企業局

山梨県企業局管理規程第一号

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 三井弘之

別表（第三条関係）

山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を改正する規程
山梨県企業局に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

職員	勤務時間	勤務時間の割振り	休憩時間	週休日等
発電総合制御所において発電所の監視及び制御の業務に従事する職員	休憩時間を除き四週間につき百六十時間	交替勤務とし、割振りは、所属長が定める。	労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十四条に規定された範囲内において所属長が業務の正常な運営に支障のないよう考慮して定める。	所属長が業務の正常な運営に支障のないよう考慮して定める。
早川水系取水口監視所において西山ダムの監視及び操作等の業務に従事する職員	勤務時間、休日及び休暇については、労働基準法第四十一条第三号の規定に基づき、所属長が業務の正常な運営に支障のないよう考慮して定める。			
早川職員合宿所において調理業務に従事する職員	一週間につき四十時間	所属長が定める。	所属長が定める。	条例の適用を受ける職員の例による。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 三 井 弘 之

山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業局に勤務する職員の研修に関する規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

（研修の種類）

第二条 この規程による研修の種類は、次のとおりとする。

- 一 自己啓発 常にその能力と意欲の向上を図るため職員自ら研究と修養を行うこと。
- 二 職場研修 日常の職務を通じて必要な知識、技術等を習得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修
- 三 職場外研修 専門技術職員等の能力向上を図るため企業局が行う研修、職員に必要とされる基本的能力の養成を図るとともにより高度な能力の養成及び強化を図るため山梨県職員研修所が行う研修並びに職務遂行上必要とされる専門的な知識及び技術を付与するため職員を中央官庁、学校、研究機関等に派遣して行う研修

（研修の企画及び実施）

第三条 研修は、自己啓発を基本とし、必要に応じて、職場研修及び職場外研修を組み合わせて総合的に実施するものとする。

- 2 自己啓発の実施については、局長が必要な支援を行うものとする。
- 3 職場研修の企画及び実施については、局長が定める基準により所属長が行うものとする。
- 4 職場外研修のうち、専門技術職員等の能力向上を図るため企業局が行う研修の企画及び実施については局長が行い、山梨県職員研修所が行う研修の企画及び実施については山梨県職員研修所長に依頼して行わせ、職員を中央官庁、学校、研究機関等に派遣して行う研修の企画及び実施については別に定めるところによる。

第四条を削る。

第五条中、「（昭和四十四年山梨県訓令甲第十号）」を、「（平成十一年山梨県訓令甲第四号）」に改め、同条を第四条とする。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 三 井 弘 之

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第五号中「固定資産管理台帳」を「固定資産台帳」に改め、同項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項第一号中「固定資産管理台帳」を「固定資産台帳」に改める。

第二十八条第一項中、「（当該翌日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は一月二日若しくは同月三日若しくは十二月二十九日から同月三十一日までの各日に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。）」を、「（当該翌日が山梨県の休日であるときは、これらの日後において最も近い県の休日でない日を当該翌日とみなす。）」に改める。

第三十三条第一項中、「不納欠損調書を作成し」を「不納欠損何いにより」に、「経なければ」を「受けなければ」に改める。

第三十五条第三項中、「一件百万円未満の」を削り、「受けることによつて支出負担行為の決裁に替える」を「受けることにより、支出負担行為何いの決裁に代える」に改める。

第三十五条に次の一項を加える。

- 4 前項の規定により同本庁において、物品要求書又は物品修繕要求書に決裁を受けることをもつて、支出負担行為何いの決裁に代えた場合の合議については、第一項後段の規定に準じて行わなければならない。
- 第九十一条第一項中「契約担当者は関係吏員に検査又は検収させ」を「契約担当者又は契約担当者から検査を命ぜられた者若しくは契約担当者から検査を依頼された者は、工事、製造その他の請負、物件の購入等が完成し、又は完納されたときは、検査し、又は検収し」に改める。

第百六条第二項中「固定資産管理台帳及び固定資産履歴元帳にもつき」を「固定資産台帳に基づき」に改める。

第百十五条の二第一項中「に基づき」を「により」に、「予算超過支出伺」を「予算超過支出伺」に改める。

第百二十三条第一項第七号を次のように改める。

七 収益費用明細書

第一号様式を次のように改める。

第七号様式の二を削る。

第十五号様式を次のように改める。

第23号様式(第13条関係)

収入伝票

伝票番号

会計		年度		決裁区分	
収納日		決裁日		所属	
総務課長	補佐	企業出納員		課員	審査
課(所)長	補佐(次長)			課員	主任者
予算区分		調定番号		納通番号	
予算科目		消費税区分			
款					
項					
目					
節					
細節					
勘定科目・借方			勘定科目・貸方		
款		款			
項		項			
目		目			
節		節			
細節		細節			
収入合計額		税抜合計額		円	
		消費税等相当額計		円	

債権債務者

件名

備考

支出伝票

伝票番号

会計		年度		決裁区分	
起票日		決裁日		所属	
総務課長	補佐	企業出納員		課員	審査
課(所)長	補佐(次長)			課員	主任者
予算区分		確定入力番号		支払日	
予算科目		消費税区分			
款		節			
項		細節			
目					
勘定科目・借方		勘定科目・貸方			
款		款			
項		項			
目		目			
節		節			
細節		細節			
支払金額				円	
				税抜額	円
				消費税等相当額	円
債権債務者					
件名					
備考					

第25号様式(第13条関係)

振替伝票

伝票番号

会計 年度 元伝票番号

起票日 決裁日 決裁区分

総務課長 補佐 企業出納員 課員 審査

課(所)長 補佐(次長) 課員 主任者

所属・借方 所属・貸方

予算区分・借方 予算区分・貸方

予算科目・借方 予算科目・貸方

款	款
項	項
目	目
節	節
細節	細節

勘定科目・借方 勘定科目・貸方

款	款
項	項
目	目
節	節
細節	細節

消費税区分	消費税区分
税抜額 円	税抜額 円
消費税等相当額 円	消費税等相当額 円

振替金額 円

債権債務者

件名
備考

第二十八号様式から第三十号様式までを次のように改める。

第28号様式(第26条関係)

調定伺い

伝票番号	
------	--

会計				年度		決裁区分		
起票日				決裁日			所属	
管理者	次長	総務課長	補佐	企業出納員	課員			審査
局長	技監	課(所)長	補佐(次長)	課員			主任者	
予算区分				元伝票番号			内訳No.	
予算科目				消費税区分				
款								
項								
目								
節								
細節								
勘定科目・借方				勘定科目・貸方				
款				款				
項				項				
目				目				
節				節				
細節				細節				

合計額		税抜合計額	円
	円	消費税等相当額計	円

債権債務者	
-------	--

件名	
備考	

調定減額伺い

伝票番号

会計		年度		決裁区分	
起票日		決裁日		所属	
管理者	次長	総務課長	補佐	企業出納員	課員
局長	技監	課(所)長	補佐(次長)	課員	主任者
予算区分			元伝票番号		内訳No.
予算科目			消費税区分		
款					
項					
目					
節					
細節					
勘定科目・借方			勘定科目・貸方		
款			款		
項			項		
目			目		
節			節		
細節			細節		
当初調定合計額				更正合計額	円
減額合計金額				税抜合計額	円
				消費税等相当額計	円
債権債務者					
件名					
備考					

第28号様式の3 (第26条関係)

調定伺い内訳書

伝票番号

会計		年度	
起票日		決裁日	
予算科目		消費税区分	
款		節	
項		細節	
目			
	債権債務者		
		金額	円
		税抜額	円
		消費税等相当額	円
	債権債務者		
		金額	円
		税抜額	円
		消費税等相当額	円
	債権債務者		
		金額	円
		税抜額	円
		消費税等相当額	円
	債権債務者		
		金額	円
		税抜額	円
		消費税等相当額	円
	債権債務者		
		金額	円
		税抜額	円
		消費税等相当額	円
	債権債務者		
		金額	円
		税抜額	円
		消費税等相当額	円

第30号様式（第26号様式の2）

山梨県企業局 年度

納付書・領収書

下記金額を納付します。

款	項	目	節

納入期限 年 月 日

納入場所 山梨中央銀行本店・支店

年 月 日

山梨県公営企業管理者 殿

会計	所属	内容	住所	氏名	金額
				様	円
					円
		（うち消費税及び地方消費税相当額）			

上記の金額を領収しました。

領収印	
-----	--

山梨県企業局 年度

領収済通知書

款	項	目	節

会計	所属	内容	住所	氏名	金額
				様	円
					円

上記の金額を領収しましたのでご通知します。

山梨県企業局企業出納員 殿

領収印	
-----	--

山梨県企業局 年度

金融機関控

款	項	目	節

会計	所属	内容	住所	氏名	金額
				様	円
					円

領収印	
-----	--

第三十三号様及び第三十三号様の「おたのしみ」

第33号様式（第37条関係）

様

（現金を受領される方以外は、この領収書は不要です。）

領 収 書

右記の金額を領収しました。

年 月 日

収入 印紙

住所
氏名

印

支払案内書

次のとおり支払いますので通知いたします。

年 月 日 山梨県企業局企業出納員

支払通知書番号 件	会計 名	所 属 名	金 額
			円
			円
			円
			円
			円
		合 計	円

金融機関名

支払方法

支 払 日

第三十七号様式の二を次のように改める。

第37号様式の2 (第43条関係)

れい入伺い

伝票番号	
------	--

会計				年度		決裁区分		
起票日			決裁日			所属		
管理者	次長	総務課長	補佐	企業出納員	課員		審査	
局長	技監	課(所)長	補佐(次長)	課員		主任者		
予算区分				元伝票番号		内訳No.		
予算科目				消費税区分				
款								
項								
目								
節								
細節								
勘定科目・借方				勘定科目・貸方				
款				款				
項				項				
目				目				
節				節				
細節				細節				

合計額		税抜合計額	円
	円	消費税等相当額計	円

債権債務者	
-------	--

件名	
備考	

第四十三号様式の二を次のように改める。

第43号様式の2 (第72条関係)

物品(修繕)要求書

伝票番号

会計	年度	決裁区分
起票日	決裁日	所属

次の物品(修繕)を要求する。※

課長	補佐	物品取扱員	課員	主任者
----	----	-------	----	-----

次の物品を購入(修繕)してよろしいか。

課(所)長	補佐(次長)	企業出納員	物品取扱員	課員	主任者
-------	--------	-------	-------	----	-----

予算科目	予算区分
款	細節
項	
目	
節	

執行予定合計額	円	予算限度額	円
---------	---	-------	---

契約方法	随意契約の理由
------	---------

件名

納入場所

納期

備考

次の物品の購入(修繕)については、契約、検収が終了しました。

企業出納員	物品取扱員	課員	主任者	決定金額(税抜)
				消費税
供給者名				契約金額

—物品検収—

次の物品について検査し、契約のとおり納入されたことを確認しました。

年 月 日

検収者 印

—物品受領—※

次の物品を受領しました。

年 月 日

物品取扱者 印

※総務課、事業所にあつては、※の決裁は省略しても差し支えない。

第五十三号様式を次のように改める。

第六十号様式及び第六十一号様式を次のように改める。

別表中「地域文化振興費」を「地域文化振興・地域安全費」に改める。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 三井弘之

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 山梨県職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年山梨県条例第百二号。以下「平成十七年改正条例」という。）附則第十一条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成十七年改正条例附則第十一条の規定による給料との合計額」とする。

第七条第二項を削る。

第七条第三項中「別記様式による」を削り、同項に後段として次のように加え、同項を同条第二項とする。

この場合において、特殊勤務令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて、当該特殊勤務令簿に代えることができる。

第七条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

級別標準職務表

一 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的職務の内容
一級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務
二級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務

主任の職務

三級 主査又は副主査の職務

四級 局本庁の課長補佐の職務
事業所の次長又は課長の職務
副主幹の職務

五級 局本庁の課長の職務
事業所の所長又は次長の職務
困難な業務を処理する事業所の次長又は課長の職務
主幹の職務

六級 困難な業務を所掌する局本庁の課長の職務
困難な業務を所掌する事業所の所長の職務
参事の職務

七級 局長又は局本庁の次長の職務
極めて複雑かつ困難な業務を所掌する事業所の所長の職務

八級 局長又は局本庁の次長の職務
極めて複雑かつ困難な業務を所掌する事業所の所長の職務

九級 局長の職務

職務の級	標準的職務の内容
一級	技能労務職員の職務
二級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
三級	主任企業技術員の職務 高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員の職務 高度の技能又は経験を必要とする業務を行うその他の技能労務職員の職務
四級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う主任企業技術員の職務 特に高度の経験を必要とする業務を行う主任業務員の職務

二 技能労務職給料表級別標準職務表

別表第二（第四条関係）

別表第二を次のように改める。

級別資格・初任給基準表

基準学歴	級別資格				初任給
	一級	二級	三級	四級	
七					

高校卒	○	七	別に定める	別に定める	一級二十五号給から一級五十六号給まで
-----	---	---	-------	-------	--------------------

別表第三局本庁の項中「経営指導監」を「工事検査監 経営指導監」に改める。
 別表第五第一号を次のように改める。
 一 現場手当

支給条件	支給額
1 発電又は温泉給配湯の現場において、施設及び設備の点検、巡視又は整備の業務に従事した職員 2 異常気象時又は電気工作物の事故若しくは異常時に、発電所の監視及び制御の業務又は早川水系取水口の監視及び操作等の業務に従事した職員	一日四時間未満従事した場合 五四〇円 一日四時間以上従事した場合 九〇〇円

別表第五第三号を次のように改める。
 三 危険作業手当

支給範囲	支給額
1 地上又は水面上十メートル以上の足場の不安定な場所における作業 2 傾斜度平均四十度以上で高低差十メートル以上の急傾斜地における作業 3 傾斜三十度以上の水圧鉄管作業 4 巻き立てのされていないトンネル坑内における作業 5 水路隧道内における作業 6 活線及び活線近接作業 7 溪流取水口及び横坑内における作業 8 異常出水時の堰堤及び取水口における障害物除去作業 9 足場の不安定な河川内における作業 10 冬期閉鎖等による通行止め区間内における作業	一日四時間未満従事した場合 二〇〇円 一日四時間以上従事した場合 三三〇円

様式(一)及び様式(二)を削る。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。
 (経過措置)
 2 この規程による改正後の山梨県企業局職員の給与に関する規程別表第五第一号の規定の適用については、平成十八年度分の現場手当に限り、同表中「五四〇円」とあるのは「五七〇円」と、「九〇〇円」とあるのは「九五〇円」とする。
 (山梨県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)
 3 山梨県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成十六年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。
 附則第四項を削る。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 三 井 弘 之

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程
 山梨県企業局組織規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
 第五条中「経営指導監」を「工事検査監、経営指導監」に改める。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 三 井 弘 之

山梨県企業局処務規程の一部を改正する規程
 山梨県企業局処務規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。
 第三条中「(平成十二年山梨県訓令甲第十号)」を「(平成十八年山梨県訓令甲第七号)」に改める。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 三 井 弘 之

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程
山梨県企業局職員の安全衛生管理規程（昭和五十四年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

目次中「産業医」を「衛生管理医」に改め、「第十九条」を削る。

第二条第二号中「事業所の長」を「事業場の長」に、「本庁」を「局本庁」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 事業場 山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）第二条に規定する局本庁及び事業所をいうものとする。

第三条中「事業所」を「事業場」に改める。

第五条の見出し中「安全衛生管理補助者」を削り、同条第一項中「局本庁及び事業所」を「事業場」に改め、「及び安全衛生管理補助者」を削り、同条第二項中「局本庁にあつては総務課長を、事業所にあつては事業所長をもつて充て、安全衛生管理補助者には、当該課又は所のうちから所屬長が選任した者」を「事業場の長」に改め、同条第三項中「衛生管理者」を「安全衛生推進者等」に、「局本庁及び事業所」を「事業場」に、「管理し、安全衛生管理補助者は、これを補助するものとする」を「管理する」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第七条第一項中「事業所」を「事業場」に改め、「安全衛生推進者」の下に「又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）」を加え、同条第二項中「安全衛生推進者」を「安全衛生推進者等」に、「前項の事業所」を「事業場」に、「係る」を「限る」に、「当該事業所」を「当該事業場」に改め、同条第三項中「安全衛生推進者」を「安全衛生推進者等」に改める。

第八条第一項中「発電管理事務所」を「事業場」に改め、同条第二項中「事業所」を「事業場」に改め、同条第三項中「規則」を「当該事業場において労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）」に、「から事業所」を「から事業場」に、「応じ事業所の長が」を「応じ事業場の長が当該事業場の」に改め、同条第四項中「作業主任者は、」の下に「法第十四条の規定により当該作業に従事する職員の指揮その他の」を加える。

「第三章 産業医」を「第三章 衛生管理医」に改める。

第九条の見出し中「産業医」を「衛生管理医」に改め、同条中「局本庁に法第十三条

の規定による産業医」を「企業局に衛生管理医」に改め、同条に次の一項を加える。

2 衛生管理医は、医師のうちから管理者が指名する者をもつて充てる。
第十条第一項中「産業医」を「衛生管理医」に、「事業所」を「事業場」に、「衛生管理者」を「安全衛生推進者等」に改め、同条第二項中「産業医は、少なくとも毎月一回以上事務所」を「衛生管理医は、必要に応じ各事業場」に、「事業所」を「事業場」に改める。

第十一条第一項中「企業管理者」を「管理者」に改める。

第十二条第三号中「安全衛生管理補助者」を「安全衛生推進者等」に改め、同条中第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とし、同条第二項中「企業管理者」を「管理者」に、「第六号」を「第四号まで」に、「半数」を「二名以上」に改める。

第十四条第二項中「月一回」を「年一回」に改める。

第十八条を削る。

第十九条中「事業所」を「事業場」に、「衛生管理者及び」を「安全衛生推進者等」に、「別に定める報告書を提出し」を「報告し」に改め、同条を第十八条とする。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第八号

山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 三 井 弘 之

山梨県企業局契約事務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局契約事務規程（昭和五十五年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 地方公営企業法施行令第二十一条の十四第一項第三号及び第四号の規定で定める手続については、山梨県財務規則第三百三十七条第六項に定めるところによる。

附則

この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第九号

西山ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

一 館長、副館長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。

二 館長、副館長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。以下同じ。）を、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。以下同じ。）に関すること。

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による部分休業の承認に関すること。

四 二月以内の期間の臨時的任用に関すること。

第八条（見出しを含む。）中、「副館長」を「次長」に改め、同条第一号中、「こと」の下に「館長の専決事項を除く。」を加え、同条第二号中、「年次有給休暇を除く。」及び「半日勤務時間の割振り変更を含む。」を削り、「こと」の下に「館長の専決事項を除く。」を加え、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号から第九号までを削り、同条第十号中「証明」を「軽易な証明」に改め、同条第十号を同条第十一号を削る。第十号（見出しを含む。）中「副館長」を「次長」に改める。

（山梨県教育庁組織規則の一部改正）

第二条 山梨県教育庁組織規則（昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条の二の表高校教育課の項中、「新しい高校づくり推進室」を「新しい学校づくり推進室」に改める。

第五条第九号を次のように改める。

九 職員の分限及び懲戒に関すること。

第七条第五号を削る。

第九条第一号中「県立盲学校、聾学校及び養護学校（以下この条において「県立特殊教育諸学校」と総称する。）、市町村が設置する高等学校及び県立高等学校」を「県立高等学校及び市町村が設置する高等学校」に改め、同条第二号中「県立特殊教育諸学校及び」及び「以下「高等学校等」という。）を削り、同条第三号中「高等学校等」を「県立盲学校、聾学校及び養護学校（以下「県立特殊教育諸学校」という。）及び県立高等学校」に改め、同条第四号中「市町村の設置する高等学校及び高等学校等」を「県立特殊教育諸学校、県立高等学校及び市町村の設置する高等学校」に改め、同条第六号を削り、同条第七号中「高等学校等」を「県立高等学校」に改め、同条第八号とし、同条第八号中「高等学校等」を「県立高等学校」に改め、同条第九号を削り、同条第十号中「高等学校等入学者選抜」を「県立高等学校入学者選抜」に改め、同条第十一号中「高等学校等」を「県立高等学校」に改め、同条第十二号を第十号とし、同条第十三号を第十号とし、同

条第十三号中「高等学校等」を「県立特殊教育諸学校及び県立高等学校（以下「県立高等学校等」という。）に改め、同条第十一号とし、同条第十四号中「高等学校等」を「県立高等学校等」に改め、同条第十二号とし、同条第十五号中「高等学校等」を「県立高等学校等」に改め、同条第十三号とし、同条第十六号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第十九号中「高等学校等」を「県立高等学校」に改め、同条第十七号とし、同条第二十号を削る。

第十三条（見出しを含む。）中「新しい高校づくり推進室」を「新しい学校づくり推進室」に改め、同条に次の十号を加える。

八 県立特殊教育諸学校の学校教育（スポーツ健康課の所掌に属するものを除く。）の指導に関すること。

九 県立特殊教育諸学校の教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導及び進路指導に関すること。

十 市町村の設置する小学校及び中学校の特殊学級及び通級による指導に関すること。

十一 県立特殊教育諸学校の学校図書館及び視聴覚教育の指導助言に関すること。

十二 県立特殊教育諸学校の教科用図書採択に関すること。

十三 障害児の就学に関すること。

十四 県立特殊教育諸学校入学者選抜のための学力検査及び検査の実施に関すること。

十五 県立特殊教育諸学校の学校行事の承認及び届出に関すること。

十六 県立特殊教育諸学校に係る教育研究団体に関すること。

十七 山梨県特殊教育振興審議会及び山梨県心身障害児適正就学推進委員会に関すること。

第二十一条第二項中「科学振興監」を「理事、文化振興監」に改める。

第二十三条第二項を次のように改める。

2 教育事務所に副所長を置く。

第四条 山梨県教育委員会事務決裁規則（平成十三年山梨県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「所長等」を「所長」に、「次長のうちあらかじめ所長が指定する次長」を「所長」に改め、同条第六号中「同条第三項」を「同項」に、「課長のうちあらかじめ所長が指定する課長」を「次長」に改める。

第四条中「所長等」を「所長」に改める。

第五条中「所長等」を「所長」に改め、同条の表中「埋蔵文化財センター次長」を

「埋蔵文化財センター所長」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「所長等」を「所長」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会訓令甲第四号

庁	中	一	般
教	育	事	務
所			
埋	蔵	文	化
財	財	セ	ン
テ	ー		
県	立	図	書
館			
県	立	美	術
館			
県	立	博	物
館			
県	立	考	古
博	物	館	
県	立	文	学
館			
県	立	学	校
校			

山梨県教育委員会公印管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

山梨県教育委員会公印管理規程等の一部を改正する訓令

（山梨県教育委員会公印管理規程の一部改正）

第一条 山梨県教育委員会公印管理規程（昭和三十一年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「教育事務所」の下に「及び埋蔵文化財センター」を加え、「埋蔵文化財センターにあつては次長」及び「県立考古博物館」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、本庁の課長（課に置かれる室長を含む。以下同じ。）印の管守責任者は、本庁の課長の職にある者とする。

第二条第一項第一号を削る。

（山梨県埋蔵文化財センター処務規程の一部改正）

第二条 山梨県埋蔵文化財センター処務規程（昭和五十七年山梨県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を第十四条とし、第七条から第十二条を一条ずつ繰り下げ、第六条第一号

中「こと」の下に「（所長の専決事項を除く。）」を加え、同条第二号中「（年次有給休暇を除く。）」及び「（半日勤務時間の割振り変更を含む。）」を削り、「こと」の下に「（所長の専決事項を除く。）」を加え、同条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とし、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号中「証明」を「軽易な証明」に改め、同号を同条第五号とし、同条第九号を削り、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（所長の専決）

第六条 所長は、次の事項について専決することができる。ただし、重要又は異例と認められることについては、この限りでない。

- 一 所長及び次長の旅行の命令及びその復命の受理に関すること。
- 二 所長及び次長の年次有給休暇の付与、有給休暇（年次有給休暇を除く。以下同じ。）、介護休暇及び職務に専念する義務の免除の承認並びに週休日の振替（半日勤務時間の割振り変更を含む。以下同じ。）に関すること。
- 三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の規定による部分休業の承認に関すること。
- 四 二月以内の期間の臨時的任用に関すること。
- 五 証明、届出、申請、通知、照会、報告及び回答等に関すること。
- 六 その他前各号に準ずる事項に関すること。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会告示第二号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

委員長 曾 根 修 一

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

山梨県教育委員会公印規程（昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号）の一部を次のように改正する。

別表種類の欄中「、県立考古博物館」を削る。

附則

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第一号

山梨県地域改善対策高等学校等奨学生選考委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 眞田良一

山梨県地域改善対策高等学校等奨学生選考委員会規程を廃止する訓令

山梨県地域改善対策高等学校等奨学生選考委員会規程（昭和六十二年山梨県教育委員会教育長訓令甲第三号）は、廃止する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

- 庁 中 一 般
- 教 育 事 務 所
- 埋蔵文化財センター
- 県 立 図 書 館
- 県 立 美 術 館
- 県 立 博 物 館
- 県 立 考 古 博 物 館
- 県 立 文 学 館
- 県総合教育センター
- 県 立 学 校

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次により定める。

平成十八年三月三十一日

山梨県教育委員会

教育長 眞田良一

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程（昭和四十六年山梨県教育委員会教育長訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表上欄中「県立考古博物館副館長」を「県立考古博物館次長」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会訓令第一号

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年三月三十一日

山梨県人事委員会

委員長 淺井和夫

山梨県人事委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

山梨県人事委員会事務専決規程（昭和四十五年山梨県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「、昇格及び特別昇給」を削り、同項第二十四号及び第二十五号中「給料月額」を「号給」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十五の二 承認を要する職務の級に採用した職員の手給の承認にすること。
第二条第一項第二十六号中「給料月額」を「号給」に改め、同項第二十八号を次のように改める。

二十八 昇給区分をD又はEに決定された職員の上位の昇給区分への決定の協議に関すること。

第二条第一項第二十八号の次に次の三号を加える。

二十八の二 研修、表彰等による昇給及び特別な場合の昇給の承認にすること。

二十八の三 承認を要する職務の級への昇格の承認にすること。

二十八の四 在級年数一年未満の職員の手給の承認にすること。

第二条第一項第二十九号及び第三十号を次のように改める。

二十九 上位資格の取得等による昇格の承認にすること。

三十 降格させた場合における手給の特例の承認にすること。

第二条第一項第三十一号中「給料月額」を「号給」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三十一の二 派遣職員の退職時の手給の調整の承認にすること。

第二条第一項第三十四号を次のように改める。

三十四 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般の職員の手給の支給割合の変更の承認にすること。

第二条第一項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 公益法人派遣職員の職務復帰時における昇格及び手給の調整の承認に関すること。

第二条第一項第三十五号中、「管理職手当を除く。」を削る。

第一条第一項第三十七号中、「定期昇給」を「昇給」に改める。

附則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。